

三重縣公報

第五千七百六十號

昭和二十二年五月七日
水曜 日

告示

●三重縣告示第二百八號
物價統制令第四條の規定によつて、甘藷苗の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十年五月三重縣告示第三百十九號(甘藷苗の最高販賣價格指定の件)は、これを廢止する。
昭和二十二年五月七日

一、甘藷苗の販賣價格の統制額(一、〇〇〇本につき)
三重縣知事 青 木 理

期 間	農林(一、二、三、四、五、六號、陸、國、東海三號、沖繩一〇〇號)		その他の品種	
	特 並	特 並	特 並	特 並
六月十五日まで	一三〇・〇〇	一一〇・〇〇	九〇・〇〇	八〇・〇〇
六月十六日から 六月二十五日まで	一一〇・〇〇	一〇〇・〇〇	八〇・〇〇	七〇・〇〇
六月二十六日以降	八〇・〇〇	七〇・〇〇	七〇・〇〇	六〇・〇〇

二、この表の價格は、生産者の最寄縣渡しの統制額であつて、包裝費、種苗損害共済施設損金及び販賣斡旋手数料を含むものである。

三、種で包装した場合は、一籠につき二〇圓の範圍内で、その實費と前項の包装費の實費との差額を加算した額によること
ができる。
四、二の引渡し場所以外の場所渡しして販賣する場合の統制額は、この表の統制額から、それぞれ一、〇〇〇本當り二圓を差し引いた額とする。
五、容器を買受人持で販賣する場合は、この表の統制額からそれぞれ一、〇〇〇本當り二圓を差し引いた額による。
六、この表の特及び並とは、左の規格によつて三重縣農業會の行う検査の等級である。

等級	節 數	當り重量	備 考
特	一〇節以上	五〇〇克以上	イ、切取苗であつて病苗及び異品種を混入しないこと。 ロ、一〇〇本當り重量は、受險當時の目方とする。
並	五節以上	三〇〇克以上	ハ、節數は、展開葉を單位とする。

七、右の検査を受けないもの又は検査に合格しないものの價格は、この表の並のもの統制額から一、〇〇〇本當り二十五圓を差し引いた額によるものとする。
八、農業會による最終販賣價格の統制額は、一、の生産者の販

買價格の統制概に、種苗損害共済施設掛金一〇%、全國農業會の販賣総手数數料五〇錢及び運賃諸掛りの實費を加算することができると。

關中事項

●紋任辭令

昭和二十二年四月三十日

地方技官	藤岡喜久
同	市川秀藏
同	別所三樹
同	増田俊行

(各通)
種牡牛検査員を命ず
種牡豚検査員を命ず

通牒照會

●厚第四五七號

昭和二十二年五月七日

教育民生部長

各地方事務所長殿
各市町村長殿

専門委員(職能的委員)の運営指導について
専門事項を擔當する民生委員の運営指導については、格別配慮を煩わしているところであるが、いまだその使命を充分に發揮していない憾があるようである。特に左記事項御留意の上、この委員の活用に遺憾のないようせられたい。

記

第一、専門委員は、民生委員會又は地域擔當民生委員(以下地域委員という)と常に密接な連絡を保ち、その専門的立場から、例えば、母性保護、児童保護、保健指導、生業指導等専門事項について、地区委員の社會調査に基き或いは自ら調査を實施し、その指導事項の發見、指導方法等の研究につとめ専門的知識を活用して、その地域全體を対象とする集團指導又は個々の要援護者の生活指導等にあたらしめること。

第二、地域委員は、常に専門委員と連絡を密にし、擔當地域内要援護者の指導援護を行うに當つては専門事項について、常に専門委員の知識経験を全面的に生かすようつとめ、専門委員の手による指導を適當とするような場合は、専門委員の取扱いに委ねること。

第三、専門委員が、個々の要援護者の生活指導をする場合は、要援護者が直接専門委員の計に指導援護を求めて来る場合と

地域委員が、その指導を依頼して来る場合とがあるが、いづれの場合も、要援護者を擔當し、その世帯の生活全般について事情を知悉している地域委員との協力が必要であること。特に右の場合において、生活保護法等による法的保護が必要な時は、保護開始手續の副申は、實際に即して兩者の連名による等の措置をとらしめること。

第四、専門委員と地域委員との連絡協調をはかるためには、民生委員會はきわめて重要な意義を有するものであるから、専門委員も民生委員會には必ず出席し、例えば、地域委員から集團指導上必要な實情の報告や、個別指導に關する質問、又は依頼を受ける等、自己の専門的立場に即して地域委員との連絡協力に努め、更に専門事項についての社會調査の實施、指導事項の決定、或いはそれらの具體的方策の實施等を協議する等、委員會の積極的活用をはからしめること。

第五、専門委員は、その専門事項に特に關係ある保健所、公共職業安定所、その他の社會施設と緊密な連絡をはからしめること。なお専門委員相互間の連絡をも緊密にはからしめること。

●食第九二五號

昭和二十二年五月七日

經濟部 長

各地方事務所長殿
各市町村長殿
三重縣農業會長殿
三重縣食糧管理專長殿

食糧管理の主食家庭持込配給について

主要食糧は、各家庭への持込配給が原則であることは、四月十五日(縣公報第五、七四六號)食第三五號「重要食糧の配給と嚮組制度との關係について」で通知したとおりであるが、左記の場合に限り持込配給を要しない旨食糧管理局長官から更に通牒があつたから、御了知の上消費者に對し誤解のないよう周知せしめられたい。

記

- 一、極端な小刻み配給の場合。
- 二、純農山村地帯。
- 三、消費者の住所が極端に疎な地域。
- 四、消費者が自發的に、任意的且つ非公式な團體(グループ)を組織し、これによつて配給を受ける場合。

昭和二十二年五月七日印刷發行

津市榮町一丁目

三

重

縣

廳

三重縣公報（第三種郵便物認可）

津市廣明町二六九番地ノ二

印刷所

三重縣印刷所

兼替口座番號名古屋四〇五〇番